

定 款

一般社団法人日本フォーミュラリ学会

一般社団法人日本フォーミュラリ学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本フォーミュラリ学会と称する。

2 英文では Japanese Society of Formulary と表示し、その略称を JSF とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、患者に対して有効性、安全性、経済性などの観点から選択されるべき医薬品集および使用指針であるフォーミュラリの事例を幅広く策定し情報を共有することで、国民の医療の質および健康の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 最新の合理的で明確な根拠から使用が推奨される医薬品集とその関連情報の研究の推進及び策定
- (2) 研修会、学術大会等の開催
- (3) 学会誌、ニュースレター等の情報誌の発行
- (4) 内外の関連学術諸団体との学術交流および関連事業の実施
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、関連する領域において専門の学識、技術ならびに経験を有する個人
- (2) 学生会員 当法人の目的に賛同し、関連する領域において活動する学生個人
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同する法人または団体

(入会)

第7条 正会員、学生会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員、学生会員または賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 学生会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 4 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 成年被後見人または被保佐人とする審判を受け、または破産手続き開始の決定を受けたとき。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総会を招集するには、会日の2週間前までに、社員に対して書面又は電磁的方法によりその通知を発するものとする。

3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その

提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議あったものとみなす。

(議決権)

第 17 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の理事がこれに代わるものとする。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(員数)

第 20 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
 - (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
 - 3 理事のうち代表理事を理事長とする。理事長以外の理事のうち副理事長を定めることができる。

(選任等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事長等の職務権限)

第23条 理事長は法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は会長を補佐し、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(責任の一部免除等)

第25条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときは、副理事長が理事会を招集することができる。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 31 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 解 散

(解散の事由)

第 32 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議。
- (2) 存続期間の満了。
- (3) 法人の合併。
- (4) 社員が欠けたとき。
- (5) 法人の破産手続開始決定。
- (6) 解散を命ずる裁判。

第7章 計 算

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第37条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	今井博久
設立時理事	島貫隆夫
設立時理事	近藤太郎
設立時理事	小池博文
設立時監事	栗谷義樹

(設立時代表理事)

第38条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

(抄)

設立時代表理事 今井博久

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第39条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(抄)

今井博久

(抄)

島貫隆夫

(抄)

近藤太郎

(抄)

小池博文

(抄)

栗谷義樹

(法令の準拠)

第 40 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人日本フォーミュラリ学会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士藤原香奈は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 3 年 5 月 6 日

(抄)

今井博久

(抄)

島貫隆夫

(抄)

近藤太郎

(抄)

小池博文

(抄)

栗谷義樹

上記設立時社員 5 名の定款作成代理人

(抄)

司法書士 藤原 香奈